

荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例

～通称：荒川区ながらスマホ防止条例～

(令和3年1月1日施行)

【条例の内容】

- 公共の場所で、スマートフォンやゲーム機等の画面を注視しながら歩行することの禁止(特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません)
- 道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等の使用をしながら車両を運転することの禁止



【禁止の対象となる場所】

区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理する屋外駐車場、児童遊園等の公共の場所(建物内等を除く)



【禁止の対象となる機器類】

スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ゲーム機、カメラ等画面を注視して使用する機器類



【備考】

- スマートフォン等を使用する時は、通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません
- 歩行者に対する罰則はありませんが、区民等及び事業者は、歩きスマホ防止の意識啓発など、区の施策に協力するよう努める責務があります



危ないよ!
「ながらスマホ」

「歩きスマホ 危険といっしょに 歩いてる」(令和2年使用交通安全年間スローガン)